

介護老人保健施設 和光園 介護予防 運営規程

第1章総則

（主旨）

第1条 この規程は、医療法人社団醫光会が開設する介護老人保健施設和光園（以下「和光園」という。）における次に掲げる施設及び事業の運営に関し、重要な事項を定めるものとする。

- 一 介護予防指定短期入所療養介護事業（以下「介護予防短期入所」という。）
- 二 介護予防通所リハビリテーション事業（以下「介護予防通所リハビリ」という。）
- 三 介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「介護予防訪問リハビリ」という。）

（施設・事業の目的）

第2条

- 2 介護予防短期入所は、要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 介護予防通所リハビリは、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 4 介護予防訪問リハビリは、利用者の有する能力に応じ介護予防訪問リハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下における日常生活の回復を目指すものとする。

（運営の方針）

第3条 和光園では、和光園を利用する者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保険施設サービス、短期入所療養介護および通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供しなければならない。

- 2 和光園は、明るく家庭的雰囲気有するよう努めるとともに、特に地域および家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとする。
- 3 和光園は、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

（説明および同意）

第4条 和光園の従業員は、施設サービス等の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をし、同意を得なければならない。

（身体拘束廃止）

第5条 和光園においては利用者に対する施設サービス等の提供に当たって、身体拘束その他利用者の施設内での行動を制限する行為を行ってはならない。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第6条 和光園では虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。
- 五 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（秘密の保持）

第7条 和光園の従業者又は従業者であった者は、その業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし正当な理由がある場合はこの限りではない。

（名称等）

第8条 和光園の名称等は次のとおりとする。

- （1） 名称 介護老人保健施設 和光園
- （2） 所在地 群馬県高崎市矢島町449-2
- （3） 管理者 駒井 和子

第2章定員及び従業者

（定員）

第9条 和光園の施設及び短期入所及び介護予防短期入所の入所定員（又は利用定員）は、100名（内認知症専門棟50名）とする。

2 和光園の通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの利用定員は、40名とする。

（従業者の職種、その内容および員数）

第10条 和光園の従事者の職種、その内容および員数は、別表第1のとおりとする。

第3章サービスの内容及び費用の額

（施設サービス等の内容）

第11条 和光園で提供する施設サービス等の内容は、次のとおりとする。

- 一 介護予防短期入所介護計画（おおむね4日以上継続して利用する場合をいう。）、介護予防通所リハビリテーション計画の作成 訪問リハビリテーション計画の作成。
- 二 食事の提供（利用者が選定する特別な食事の提供を含む。
- 三 入浴（一般浴槽又は特別浴槽における入浴とする）。
- 四 看護及び医学的管理の下における介護。
- 五 機能訓練（リハビリテーション、レクレーション等）。
- 六 退所に向けた総合的支援。
- 七 各種相談に対する指導及び援助。
- 八 その他利用者に対する便宜の提供。

（利用料及びその他の費用の額）

第12条 利用者が和光園から施設サービス等を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額と

し、当該施設サービスが法定受領サービスである時は、その 1 割又は 2 割又は 3 割の額とする。

- 2 和光園は前項に定める額のほか、次の各号に定める費用につき別表 3 に額を掲げ、かつ、当該費用に関し利用者及び家族の同意を得たときは、利用者から当該費用の額の支払いを受けることができる。

一 介護予防短期入所

- (1) 食事の提供に要する費用。
- (2) 滞在に要する費用。
- (3) 利用者が選定する特別な療養室の費用。
- (4) 利用者が選定する特別な食事の費用。
- (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）。
- (6) 理・美容代
- (7) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの。

二 介護予防通所リハビリ

- (1) 食事の提供に要する費用。
- (2) 利用者の選定により通常事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に関する費用。
- (3) おむつ代。
- (4) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの。

三 介護予防訪問リハビリ

- (1) 利用者の選定により通常事業の実施地以外に居住する利用者に対して行う訪問リハビリに関する費用。
- (2) その他サービス実施に必要な費用。

- 2 前項の費用の額を変更した場合は、当該変更した額について新たに利用者及び家族の同意を得なければならない。

第4章運営に関する事項

（和光園の利用に当たっての留意事項）

第 13 条 利用者は和光園を利用するに当たっての留意事項は、以下の各号に定めるとおりとする。

- 一 面会は、午前 8 時から午後 8 時までとすること。
 - 二 外出・外泊する際は、別に定める外出・外泊届けを提出すること。
 - 三 入所中、外泊・外出中の施設外での受診は、必要時以外原則としてできないこととする。
- 2 その他和光園の利用に当たっての留意事項は、管理者が別に定める

（介護予防通所リハビリの営業日並びに営業時間）

第 14 条 介護予防通所リハビリの営業日及び営業時間等は、次のとおり定める。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- 二 営業時間 午前 9 時から午後 5 時半までとする（ただし、利用者の選定により通常要する時間を越えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合は、この限りではない）。

（通常の送迎及び通常の事業の実施地域）

- 第 15 条 介護予防短期入所の通常の送迎の実施地域は、高崎市全域（旧倉渚村、旧箕郷町を除く）玉村町（一部地域を除く）前橋市西部地域とする。
- 2 介護予防通所リハビリの通常の事業の実施地域は、高崎市全域（旧倉渚村、旧箕郷町を除く）玉村町（一部地域を除く）前橋市西部地域とする。

（介護予防訪問リハビリの営業日並びに営業時間）

- 第 16 条 介護予防訪問リハビリの営業日及び営業時間は、次の通り定める。
- 一 営業日 月曜日から金曜日、第 1・3・5 土曜日とする。
 - 二 営業時間 午前 9 時から午後 5 時半までとする。

（通常の事業実施地域）

- 第 17 条 訪問リハビリの通常の事業の実施地域は、高崎市全域（旧倉渚村・旧榛名町を除く）前橋市とする。

（褥瘡の発生防止）

- 第 18 条 和光園は、施設サービス等の提供にあたり褥瘡が発生しないよう、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 一 褥瘡のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成すること。
 - 二 褥瘡対策委員会を設置し、委員長を褥瘡予防担当者とする。
 - 三 和光園褥瘡対策チームを設置し、褥瘡対策のための指針を整備すること。
 - 四 従業員に対し、褥瘡対策に関する教育を行うこと。

（衛生管理）

- 第 19 条 和光園は、園内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 一 感染対策委員長を感染対策担当者とする。
 - 二 和光園感染対策委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底すること。
 - 三 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（和光園感染対策マニュアル）を整備すること。
 - 四 前号に定めるマニュアルに基づき、従業員に対する研修を定期的に行うこと。

（非常災害対策）

- 第 20 条 和光園は、事務長を防火管理者とし、非常災害に関する具体的な計画を立てなければならない。
- 2 和光園は、非常災害に備えるため、毎年 6 月に昼間の非常災害訓練（避難訓練、消火訓練及び通報訓練を行うものをいう。以下同じ。）を、10 月に夜間を想定した非常災害訓練を実施しなければならない。
 - 3 和光園の従業員は、常に、災害の防止と利用者の安全確保に配慮しなければならない。

（要望及び苦情処理）

- 第 21 条 和光園は、提供した施設サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。
- 2 要望及び苦情の受付責任者は、掲示した支援相談員とし、苦情の処理のシステムは、和光園苦情対策委員会で定めるものとする。

- 3 利用者または家族の要望及び苦情を受け付けるため、所定場所に「ご意見箱」を設置するものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第22条 和光園は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針（和光園事故予防・対応マニュアル）を整備すること。
 - 二 和光園は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 **安全管理事故防止委員会委員長**を安全対策責任者とすること。
 - 四 事故発生の防止のための委員会（和光園安全管理事故防止委員会）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 和光園は、利用者に対する施設サービス等の提供により事故が発生した場合は、同マニュアルに基づいて、直ちに必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡をしなければならない。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告をしなければならない。
 - 3 和光園は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。
 - 4 和光園は、利用者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（サービスの質の評価）

第23条 和光園は、自らその提供する施設サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。なお、評価にあたっては、和光園サービスサービス向上委員会を組織して行うこととする。

- 2 前項に定めるサービス向上委員会は、和光園の従業者以外の者をもって組織するよう努めなければならない。
- 3 和光園は、第一項に定めるサービス向上委員会の評価を要約し、公表するよう努めなければならない。

第5章 雑則

（委任）

第24条 この規程に定める事項のほか、この規程の施行に関し必要な事項は、医療法人社団醫光会の同意を得て、管理者が別に定める。

付 則

この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。

付 則

この規程は、平成14年 1月1日より改定する。

この規程は、平成14年 5月1日より改定する。

この規程は、平成15年 4月1日より改定する。

この規程は、平成16年12月1日より改定する。

この規程は、平成17年10月1日より改定する。

この規定は 平成18年 4月1日より改定する。

この規定は 平成19年 3月1日より改定する。

この規定は 平成19年 4月1日より改定する。
この規定は 平成20年 4月1日より改定する。
この規定は 平成27年 4月1日より改定する。
この規定は 平成27年10月1日より改定する。
この規定は 平成30年8月1日より改定する。
この規定は 令和3年4月1日より改定する。